二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
渋谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県小矢部市桜町
字狐谷　一〇五三番　一号
字地山　三六番　二号
字狐谷　一〇九四番　三号
一〇九二番　四号
一〇八三番　五号
字地山　八一番一　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号で指定した土地の区域を除く。）
富山県南砺市
北野　二四七八番　一号
北野字天池開　五九一九番一一　二号
五九一九番二　三号
五九三四番二　四号
五九一九番一七　五号
三二番　六号
是安字上島　一四七八番　七号
是安　ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱八号と十一号を昭和三十九年建設省告示第千三百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県南砺市城端　三六番二　八号及び九号
字出丸町　五九四九番一　十号
五九四五番二　十一号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十七号を昭和三十九年建設省告示第千三百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県南砺市城端　三三〇四番六　十二号
字西島　八二九番二地先水路敷　十三号
字地子続島　八二〇番　十四号
八二三番　十五号及び十六号
八二三番五　十七号

○国土交通省告示第百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中ノ川内川右支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（平成二十年国土交通省告示第四百七号で指定した土地の区域を除く。）
高知県須崎市安和字焼坂
七六二番　二二一四番一
二二一五番　二二一七番から二二一四番まで
二二二六番

○国土交通省告示第百九十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月三日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15492	ダイハツ　ＤＢ　Ａ—Ｌ175Ｓ	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
15493	ダイハツ　ＣＢ　Ａ—Ｌ185Ｓ	〃	〃
15494	ダイハツ　ＣＢ　Ａ—Ｌ175Ｓ	〃	〃
15495	ダイハツ　ＤＢ　Ａ—Ｌ185Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第二百号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月三日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15756	ニッサン　ＰＤＧ—ＳＺ１Ｆ24	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
15757	ニッサン　ＰＤＧ—ＳＺ２Ｆ24	〃	〃
15758	ニッサン　ＰＤＧ—ＳＺ４Ｆ24	〃	〃
15759	ニッサン　ＰＤＧ—ＳＺ５Ｆ24	〃	〃
15764	いすゞ　ＰＤＧ—ＡＳＺ１Ｆ24	〃	〃
15765	いすゞ　ＰＤＧ—ＡＳＺ２Ｆ24	〃	〃
15766	いすゞ　ＰＤＧ—ＡＳＺ４Ｆ24	〃	〃
15767	いすゞ　ＰＤＧ—ＡＳＺ５Ｆ24	〃	〃
15772	ニッサンディーゼル　ＰＤＧ—ＮＳＺＩＦ24	〃	〃
15773	ニッサンディーゼル　ＰＤＧ—ＮＳＺ２Ｆ24	〃	〃
15774	ニッサンディーゼル　ＰＤＧ—ＮＳＺ４Ｆ24	〃	〃
15775	ニッサンディーゼル　ＰＤＧ—ＮＳＺ５Ｆ24	〃	〃

○国土交通省告示第二百一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月三日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15167	ホンダ　ＤＡＡ—ＦＤ３	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号